

○厚生労働省令第百十八号

薬事法の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十九号）附則第五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十九条の規定に基づき、旧薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十六日

厚生労働大臣 小宮山洋子

旧薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第十号）附則第八条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二第六号中(633)を(634)とし、(606)から(632)までを(607)から(633)までとし、同号(605)中「内用剤、点眼剤及び点鼻剤」に改め、同号中(605)を(606)とし、(457)から(604)までを(458)から(605)までとし、(456)の次に次のように加える。

(457)

三―「(ニR・三S)―二―「(一R)――「三・五―ビス(トリフルオロメチル)フェニル
「エトキシ」―三―(四―フルオロフェニル)モルホリン―四―イル)メチル」―五―オキシ―四・
五―ジヒドロ―H―一・二・四―トリアゾール―イルホスホン酸 ビス「一―デオキシ―
(メチルアミノ)―D―グルシトール」(別名ホスアプレピタントメグルミン)及びその製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二第六号⁽⁶⁰⁵⁾の改正規定(「点鼻剤及び内用剤」を「内用剤、点眼剤及び点鼻剤」に改める部分に限る。)は、平成二十三年十一月一日から施行する。